

三陸スポーツ推進事業  
(みちのく潮風トレイルを活用したスポーツ体験会)

業務仕様書

令和 6 年 5 月

岩手県沿岸広域振興局

この仕様書は、岩手県が実施する「三陸スポーツ推進事業」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、岩手県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を示すものである。

## 1 業務名

三陸スポーツ推進事業

## 2 委託契約期間

契約締結の日から令和7年1月31日（金）まで

## 3 業務の概要

住民のスポーツ参加への心理的なハードルを下げ、スポーツに取り組む関心を高めるとともに、今年全線開通5周年を迎える「みちのく潮風トレイル（※1）」に親しむきっかけとするため、「みちのく潮風トレイル」を活用したウォーキング等のスポーツ体験会の企画提案を募集し実施するもの。

（※1）みちのく潮風トレイルとは

青森県八戸市から福島県相馬市までの4県29市町村をつなぐ、全長1,000キロを超えるロングトレイル（長距離自然歩道）。「東日本大震災からの復興」を契機とし、環境省を中心に、関係自治体、民間団体、地域住民の協働により設定された。美しい自然や景観はもちろんのこと、地域に暮らす人々とこの地を訪れる人々との交流、自然の恵みと震災の記憶、自然との共生の中で育まれた暮らしや歴史・文化を大切にすることを理念とし、官民の連携により維持されている。令和元年6月に全区間が開通し、今年5周年を迎える。

## 4 仕様

### （1）事業の企画・実施

住民のスポーツ参加への関心を高めるとともに、全線開通5周年を迎える「みちのく潮風トレイル」に親しむきっかけとするため、「みちのく潮風トレイル」を活用したウォーキング等のスポーツ体験会（※2）を企画し、宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村のいずれかの地域において実施すること。

なお、事業の企画に当たっては、次の要件を全て満たすこと。

ア 広域性の高い取組であること。

イ 年齢や性別を問わず誰でも参加できる取組であること。

（※2）みちのく潮風トレイルを「歩く」ことを内容とした取組（ウォーキングイベント等）とする。なお、自由提案として、他のスポーツの体験会等と組み合わせて実施することも可とする（その場合は、各種スポーツの体験会等の実施場所は、トレイルのルートに隣接する海岸や施設等とすること）。

### （2）事業の周知

事前告知チラシの作成・配布、ホームページ又はSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）の活用など、当該事業の周知及び参集に効果的な広報について企画し、実施すること。

(3) 事業の検証

実施結果を踏まえ、成果、課題及び対策等の検証を行い、事業継続に向けた検討を行うこと。

(4) 契約終了後の事業実施について

本契約終了後も、事業の検証内容等を踏まえ、自主的に継続した事業実施が行われるように努めること。

(5) 自由提案

参加者は、「3 業務の概要」に掲げる事項の達成に向けて、参加者が必要と考える企画内容を上記業務に組み合わせ、具体的な提案を行うこと。

## 5 成果物

成果物については、次のとおり作成し、岩手県に提出すること。

(1) 内容

**ア 実施報告書（カラー印刷） 2部**

本仕様書の内容に従い本業務を実施したことが分かるよう作成すること。

なお、次の内容を含めて作成すること。

- ・ イベント等の事業実施状況を撮影したカラー画像（静止画、動画いずれも可）を掲載すること。
- ・ イベント等の事業実施を踏まえ、成果、課題及び対策等の検証結果を掲載すること。

**イ 実施報告書データファイル 一式**

アで作成した報告書のデータファイルを、DVDディスク等により提出すること。

ただし、ファイルの形式は、Microsoft Office Standard 2016 又は Adobe Acrobat Reader DC のいずれかのソフトで開くことが可能なものとする。

**ウ 広報物 各2部**

イベント等の事業実施に用いたポスター及びチラシ等の広報物一式を提出すること。

なお、カラー印刷で掲示や配布を行った場合には、カラーで提出すること。

**エ その他、本業務で作成した資料のうち、岩手県が指示する資料 一式**

## (2) 納入場所

岩手県沿岸広域振興局 経営企画部 企画推進課

(〒026-0043 岩手県釜石市新町6番50号(岩手県釜石地区合同庁舎3階))

## (3) その他

ア 受託者がデジタル化し、岩手県に納入した成果物に係る一切の権利(翻案権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条)及び二次的著作物利用権(同法第28条)を含む。)は、岩手県に帰属するものであること。

イ 写真等の著作権・肖像権処理など、権利関係の処理を済ませた上で成果物を納入すること。また、これらに関する紛争が生じた場合には、受託者の責任において対応するものとし、岩手県は責任を負わないこと。

## 6 契約に関する条件

### (1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは運営等を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、アに該当しない限りにおいて本業務の一部を第三者に委託することができる。その際、事前に岩手県に対して、再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、その他再委託先に対する監視方法等、必要事項を記載した書面にて再委託について申請し、承諾を得なければならない。

ウ 受託者は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負うものとする。また、受託者は、再委託の相手方に対して、本業務の受託と同等の義務を負わせるものとし、再委託の相手方の契約においてその旨を定めるものとする。

エ 受託者は、再委託の相手方に対して、定期的又は必要に応じて、作業の進捗状況等の履行状況について報告を行わせるなど適正な履行の確保に努めるものとする。また、受託者は、岩手県が本業務の適正な履行の確保のために必要があると認めるときは、その履行状況について岩手県に対して報告し、また、岩手県が自ら確認することに協力するものとする。

オ 受託者は、岩手県が承認した再委託の内容について変更しようとするときは、変更する事項及び理由等について記載した申請書を提出し、岩手県の承認を得るものとする。

## (2) 再委託の相手方

受託者は、(1)イにより本業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託の相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

## (3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 岩手県は、本業務の履行において著しく不相当と認められるものがあるときは、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置を請求することができる。

イ 岩手県は、(1)イにより再委託を受けた者について、本業務の履行において著しく不相当と認められるものがあるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を請求することができる。

ウ 受託者は、ア又はイによる請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に岩手県に書面で通知しなければならない。

## (4) 権利の帰属等

ア 本業務によって作成される成果は、岩手県から受託者に本業務に係る費用が完済されたとき、受託者から岩手県へ移転するものとする。ただし、権利の移転前であっても、岩手県が必要な範囲において成果品を利用できるものとする。

イ 受託者は、本業務の成果物に係る著作権人格権を行使又は主張しないものとする。

ウ 受託者は、成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合、当該著作物の使用に関して費用負担を含み一切の手続を行うものとする。

## (5) 機密の保持

ア 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、岩手県から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態は問わない。）を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示、漏えい及び本業務に係る作業以外の目的で利用しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報は除くものとする。

(ア) 岩手県から取得した時点で、既に公知であるもの。

(イ) 岩手県から取得後、受託者の責によらず公知となったもの。

(ウ) 法令等に基づき開示されるもの。

(エ) 岩手県から秘密でないとして指定されたもの。

(オ) 第三者への開示又は本業務に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に岩手県に協議の上、承認を得たもの。

イ 受託者は、岩手県の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、あるいは複製しないものとする。

ウ 受託者は、本業務に係る作業に関与した受託者の所属職員が異動した後においても、機密が保持される措置を講ずるものとする。

#### **(6) 個人情報の保護**

受託者は、本業務を履行するために個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び個人情報の保護等に関する条例（令和 4 年岩手県条例第 49 号）を遵守し、個人情報を適切に取り扱うものとする。

#### **(7) 保険加入について**

受託者は、本事業の参加者の傷害等の救済を図るため、適切な保険に加入すること。

#### **(8) その他**

本業務の実施に当たり、本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに岩手県と協議を行うものとする。